

# 児童福祉施設における 防災計画作成指針の改定について

2026年3月2日

石川県健康福祉部少子化対策監室



## <議題>

1. 第2回委員会でのご意見について
2. 指針に対するパブコメ意見等について
3. 審議、意見交換
4. 事務局からの連絡事項



## <議題>

1. 第2回委員会でのご意見について
2. 指針に対するパブコメ意見等について
3. 審議、意見交換
4. 事務局からの連絡事項

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ①/⑭



## 第3章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数		
<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立の可能性のある施設については<b>1週間分必要</b>である旨を記載しておく必要がある。</li> <li>水が使えないことも想定し、<b>ミルクキューブではなく、液体ミルクを推奨</b>すべき。</li> </ul>	<p>2 災害の発生に備えて (6) 緊急時の備蓄</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>コラム 備蓄が推奨される食糧・水の目安</b> <span style="float: right; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 5px;">追記</span></p> <p>最低3日分（可能なら7日分）を目安に準備します。</p> <p>(中略) <span style="float: right; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 5px;">追記・修正</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ミルク（<u>水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクが便利、粉ミルク用の水は軟水が望ましい</u>）</li> </ul> </div>	12		
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>感染症対応におけるマスク等の備蓄</b>について、利用児童数に対する<b>目安の数量</b>について記載があると良い。</li> </ul>	<p>以下の物品を有効な備えの例として検討してください。「<u>1人当たりの使用数量×最低3日分（可能なら7日分）</u>」が備蓄数量の目安となります。 <span style="float: right; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 5px;">追記</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">衛生・感染症対策 関連</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">簡易トイレ、<u>消毒液</u>、マスク、プラスチック手袋、紙おむつ、おしりふき、生理用品、ウェットティッシュ、防護服、フェイスシールド 等</td> </tr> </table>	衛生・感染症対策 関連	簡易トイレ、 <u>消毒液</u> 、マスク、プラスチック手袋、紙おむつ、おしりふき、生理用品、ウェットティッシュ、防護服、フェイスシールド 等	13
衛生・感染症対策 関連	簡易トイレ、 <u>消毒液</u> 、マスク、プラスチック手袋、紙おむつ、おしりふき、生理用品、ウェットティッシュ、防護服、フェイスシールド 等			



# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ②/⑭

## 第3章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数		
<p>冷却材や扇風機等、暑さへの対策についても記載してはどうか。</p>	<p>2 災害の発生に備えて (6) 緊急時の備蓄 (中略) 備蓄品一覧</p> <table border="1" data-bbox="846 730 2123 798"> <tr> <td data-bbox="846 730 1272 798">寒さ・暑さ対策関連</td> <td data-bbox="1272 730 2123 798">冷暖房器具、カイロ、冷却材、扇風機 等</td> </tr> </table>	寒さ・暑さ対策関連	冷暖房器具、カイロ、冷却材、扇風機 等	<p>13</p>
寒さ・暑さ対策関連	冷暖房器具、カイロ、冷却材、扇風機 等			
<p>備蓄品の内容や保管場所について、全職員が把握する必要がある。</p>	<p>2 災害の発生に備えて (6) 緊急時の備蓄 (中略) <u>各種備蓄品の在庫や保管場所については定期的に施設職員全体で情報共有し、必要時には誰でも必要な備蓄品を取り出せるようにしておくことが重要です。</u></p>	<p>14</p>		

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ③/⑭



## 第3章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>孤立の可能性が高い施設については、<b>衛星通信</b>の配備についても考慮する必要がある。</p>	<p>3 体制整備                      (1) 職員や施設内外との連絡体制の整備                      Ⅰ <u>衛星通信</u> <span style="float: right; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">追記</span>  <u>災害発生時には地上系通信網が被災するおそれがあるため、衛星電話、可搬型衛星インターネット設備を予め設置しておくことも有効です。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>コラム サービスを提供している主な衛星電話</b></p> <p>KDDI : インマルサット衛星携帯電話  <a href="https://biz.kddi.com/service/inmarsat/device/">https://biz.kddi.com/service/inmarsat/device/</a></p> <p>NTT ドコモ : 「ワイドスターⅢ」  <a href="https://www.docomo.ne.jp/info/news_release/2023/09/20_01.html">https://www.docomo.ne.jp/info/news_release/2023/09/20_01.html</a></p> </div>	20

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ④/⑭



## 第3章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>同じ備蓄品ばかり集まってしまうことがあるため調整が必要。</p>	<p>3 体制整備                      (2) 災害発生時の組織体制の整備                      ③ 人的応援・物的応援の受け入れ                      (中略)</p> <p style="text-align: right;"><b>追記</b></p> <p><u>情報発信の手段については、ホームページやSNS等の活用も検討してください。また、行政機関等を通じて届けられる物的応援等については、災害発生時に行政機関等から発信される情報を注視し、必要に応じて行政機関等に対し情報を提供するようにしてください。</u>  <u>人的応援や物的応援については、段階に応じて必要な内容や量が変わってくるため、発信する情報については随時更新をすることも必要です。</u></p>	<p>26</p>

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ⑤/⑭



## 第3章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ボランティアの受け入れチェック</b>（身元・保険など）や<b>受け入れ窓口などの体制づくり</b>が必要だが、そこに事務負担が増える可能性がある。</li> <li>・ ボランティアと専門的支援者を線引きし、調整するには<b>支援団体と連携強化</b>していかなければならない</li> </ul>	<p>3 体制整備            (2) 災害発生時の組織体制の整備            ③ 人的応援・物的応援の受け入れ            (中略)</p> <p style="text-align: right;"><b>追記</b></p> <p><u>石川県地域防災計画において、県、市町及び関係機関は、災害発生時において「防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。」とされております。</u></p> <p><u>ただし、災害時には、行政機関や関係機関も緊急対応に追われ、個々の問い合わせにすぐに対応することが難しい場合があるため、地域内でどのようなボランティア団体が活動しているのか、過去の災害時の実績等も踏まえ、日頃から情報収集をしておくことも有効です。</u></p> <p><u>例えば、県では（公財）石川県県民ボランティアセンターのホームページにおいて「NPOボランティア交流名簿」や「令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨 石川県災害ボランティア情報」等、ボランティア活動参加企業・団体や活動事例を紹介しています。</u></p> <p><u>全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）は、災害時に多様な支援団体をつなぎ、情報共有や調整を行う仕組みを構築しています。このようなネットワークの存在を理解し、情報収集等に活用することも大切です。</u></p>	26

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ⑥/⑭



## 第3章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p><b>発達障害児等への一般的な対応方法等</b>について記載があると良い。</p>	<p>4 避難場所・避難経路等の設定 (4) 避難手段の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>コラム 障害の特性に応じた避難手段等の検討</b> <span style="float: right; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 5px;">追記</span></p> <p>(中略)</p> <p><u>このほか、以下の資料には、各障害特性に応じた配慮事項等についてまとめられていますので、参考にしてください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について」</li> <li>・国立特別支援教育総合研究所「災害時における障害のある子どもへの配慮」</li> </ul> <p style="text-align: right; font-size: small;">※指針にはURLも記載</p> </div>	33
<p><b>保護者以外への引き渡しは非常にセンシティブ</b>な項目であり、<b>より丁寧な記載</b>が必要。</p>	<p>5 保護者等への引き渡しの準備 (4) 保護者以外への引き渡し方法の検討</p> <p>大規模災害発生時には、父母、祖父母等の保護者が子どもを引き取りに来られないことも考えられます。<u>災害時に保護者以外が子どもの引き取りを希望する場合、事前に保護者が登録した代理人に限り、本人確認を行ったうえで引き渡してください。保護者の同意が確認できない場合は、原則として引き渡しを行わず、施設での待機を継続します。</u></p> <div style="text-align: right; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 5px;">追記・修正</div>	36

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ⑦/⑭

## 第3章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者との普段からの関係性や<b>協力体制の構築</b>が重要。</li> <li><b>お泊まり保育の訓練等、保護者へ引渡しできないケース</b>に係る計画の記載があると良い。</li> </ul>	<p>5 保護者等への引き渡しの準備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>コラム 引き渡し困難時に備えた「お泊まり保育訓練」のすすめ</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">追記</span></p> <p>災害時には、保護者への引き渡し計画どおりに進まないケースが多く発生します。東日本大震災では、交通網の寸断や避難指示により、子どもを施設に留めざるを得ない状況が多数報告されました。(日本ユニセフ協会「岩手県保育所避難状況記録」)</p> <p>そのため、子どもを安全に留める体制を事前に整えることが重要です。具体的な取り組みとして、次の方法が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「お泊まり保育訓練」を取り入れる           <p>災害時に一時的に「お泊まり保育」へ移行する可能性があります。保護者の協力を得て、イベントとして「お泊まり保育」を実施することで、子どもに園で泊まる体験を積ませるとともに、園側は課題の洗い出しができるほか、保護者との信頼関係が深まります。</p> </li> <li>○「お泊まり保育訓練」のポイント           <p>訓練は防災目的を前面に出すのではなく、イベントとして実施することで、負担を軽減しつつ自然な形で体験できます。訓練後には、園側で課題を整理し、備蓄や職員体制の改善に活かしましょう。</p> </li> </ul> </div>	38

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ⑧/⑭

## 第3章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p><b>SNSの利用、各種情報の信憑性</b>(特にSNSによる誤情報の拡散)などが想定されるため、<b>研修充実の内容</b>も盛り込んではいかがでしょうか。</p>	<p>6 訓練の実施 (2) 職員の防災意識の向上</p> <div style="text-align: right; color: white; background-color: #0070C0; padding: 2px;">追記</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>コラム 災害時における偽・誤情報への対応</b></p> <p>令和6年能登半島地震において、<u>SNSは情報収集手段や安否確認手段として寄与していた一方、SNS上では、迅速な救命・救助活動や円滑な復旧・復興活動を妨げるような偽・誤情報が流通したと指摘されています。</u></p> <p><u>災害発生時には、災害情報や避難情報を確実に取得することが重要です。情報を受け取る側が、情報の真偽を検証する「ファクトチェック」を行うことや、デジタルリテラシーの向上のための研修を受講する等の取組が望ましいです。</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;出典&gt;総務省・令和6年版情報通信白書</p> </div>	40

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ⑨/⑭

## 第3章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<p>市町から物資等に関する情報が届かず、近隣施設等に聞きに行かないと分からないこともあったため、<b>行政との連携についてももう少し具体的に記載した方が良い。</b></p>	<p>7 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>コラム 事前に様々な想定を！</b> (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>情報収集ルート</u>の確立 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 5px;">追記</span></li> </ul> <p><u>災害時は、避難所の開設状況や物資の配布状況等の情報収集が不可欠です。</u></p> <p><u>災害時においても、市町から確実に情報提供がなされるようにするため、情報連携について平時から確認しておくほか、共同して避難訓練を実施するなど、日頃からの協力体制を構築することが重要です。</u></p> </div>	44

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ⑩/⑭

## 第3章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

頁  
数

### 第2回委員会意見

### 指針に反映した箇所

- ・特に保育施設は他種別の利用者を受け入れることもあり得るため、**近隣の施設・法人同士で平時から連携する必要があるのではないか。**
- ・法人間・法人内、地域内・地域外と様々な関係性における**重層的な協力体制の構築は重要であるという点について盛り込む必要がある。**

### 7 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築

#### コラム 事前に様々な想定を！

(中略)

- ・ 複数の協力体制の構築 追記

災害時には地域との連携が重要ですが、地域内・地域間、法人内・法人間といった連携などの、重層的な支援体制の検討も必要です。

令和6年能登半島地震の際は、ボランティアの申し出や物資受け入れについて、個々の施設が直接対応するのではなく、関係施設が属する協議会・団体で窓口となり対応した事例がありました。(例：石川県児童養護協議会、オールこども石川)

離れた地域の同じ種別の施設との協働や、同じ専門職のネットワーク構築など、平時に想定をしておき、情報の共有や支援方針をあらかじめ定めておきましょう。

44

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ⑪/⑭

## 第3章 平時の災害対策

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<ul style="list-style-type: none"> <li>特に保育施設は他種別の利用者を受け入れることもあり得るため、<b>近隣の施設・法人同士で平時から連携する必要があるのではないか。</b></li> <li>法人間・法人内、地域内・地域外と様々な関係性における<b>重層的な協力体制の構築は重要であるという点について盛り込む必要がある。</b></li> </ul>	<p>7 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>コラム 事前に様々な想定を！</b> (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>施設種別を超えた地域連携</u> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">追記</span>  <u>災害初期には、施設種別を問わず、近隣の福祉施設へ地域住民が避難する可能性があります。このため、平時から施設種別にとらわれず、地域の福祉事業者間で情報共有や合同勉強会を実施し、相互理解と連携体制を強化しておくことが有効です。</u></li> </ul> </div>	44

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ⑫/⑭

## 第4章 災害発生時の対応

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設種別や地域の実情に応じて、段階的復旧を見据えて優先すべき業務を選定し、優先業務に必要な物資や人員を整理することがBCPを作成する上では重要。</li> <li>業務継続の段階では、自分たちでどこまでやれるかだけでなく、受援計画が非常に重要。能登半島地震において、工夫しながら段階的に業務を再開していった施設のエピソード等を盛り込むと良い。</li> </ul>	<p>1 地震への対応 (4) 発災翌日以降に実施すること</p> <p style="text-align: right;"><b>追記</b></p> <p><b>コラム 被災後の段階的復旧の重要性</b>  <u>大規模災害発生時においては、全ての児童福祉施設が一律に「通常運営」へ戻ることは困難です。能登6市町の通所施設向けに実施したアンケート結果によると、地震により休止したと回答した27施設のうち、運営再開時点（概ね1カ月以内）において、地震前と同様の状態で再開できたのは、約2割（6施設）に留まり、残りの施設は開所時間を短縮するなど、何らかの制限のもと再開することを余儀なくされました。</u>  <u>これは、施設の損傷やライフラインの途絶、人員不足など複合的な要因によるものです。各施設では、再開時に以下のような対応が取られました。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>開所時間の短縮（例：通常より早く閉園）</u></li> <li>・ <u>開所日数の減少（例：土曜日休業）</u></li> <li>・ <u>1日あたりの利用者数を制限</u></li> <li>・ <u>給食を支援物資で代替、弁当持参を保護者に依頼</u></li> <li>・ <u>予約制の導入</u></li> <li>・ <u>施設が避難所となっていたため、館内の一部を区切って児童館機能を再開</u></li> </ul> <p><u>こうした事例から、災害時の施設再開については、段階的復旧も考慮した柔軟な対応が必要であることが分かります。</u>  <u>計画には、令和6年能登半島地震の際に実際に行われた上記のような工夫を参考に、段階的復旧のための具体的な選択肢を盛り込むことが重要です。</u></p>	56

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ⑬/⑭

## 第4章 災害発生時の対応

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設種別や地域の実情に応じて、段階的復旧を見据えて優先すべき業務を選定し、優先業務に必要な物資や人員を整理することがBCPを作成する上では重要。</li> <li>業務継続の段階では、自分たちでどこまでやれるかだけでなく、受援計画が非常に重要。能登半島地震において、工夫しながら段階的に業務を再開していった施設のエピソード等を盛り込むと良い。</li> </ul>	<p>1. 地震への対応 (4) 発災翌日以降に実施すること</p> <p style="text-align: right;"><b>追記</b></p> <p><b>コラム 命を守りながら進める段階的復旧</b> ～石川県七尾市 幼保連携型認定こども園ひまわりの事例～</p> <p>令和6年能登半島地震では、七尾市にある幼保連携型認定こども園ひまわりが、園舎の損傷や断水の影響により、休園を余儀なくされました。園長は「保護者を支えるために一日も早い再開を」と考え、次のような段階的復旧を実施しました。</p> <p>① 初動対応（発災当日・翌日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園舎の安全確認を実施し、電気以外のライフラインが使用不能の状態であることを確認。</li> <li>市役所に連絡し、水の確保と仮設トイレの設置を依頼。</li> <li>民間の設計士に園舎の安全確認を依頼。</li> <li>固定電話やインターネットが使えない中、携帯電話のテザリングにより、インターネットに接続し、Googleフォームを使用し、保護者や職員と連絡を取る。</li> </ul> <p>② 発災後2～3日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員全員の無事を確認。</li> <li>園内の状況確認と片付けを実施。</li> <li>支援物資の受け入れを開始。</li> </ul> <p>③ 発災後4～6日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計士による園舎の安全確認を受け、一部使用不可の部屋を除き保育可能と判断。</li> <li>ガスの使用可能を確認、仮設トイレを設置。</li> </ul> <p>④ 保育再開（発災約1週間後）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道が復旧しない中、電気やガスを活用し、短時間保育を開始。</li> <li>食事は簡易なものとし、安全確認済の部屋で保育実施。</li> </ul> <p>⑤ 長期対応（発災後数か月間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園庭は亀裂が入るなどして使用できないため、運動は園舎内のホールを使用。</li> <li>「命を守る」ことを最優先にし、節分やひなまつり等の恒例行事は中止。</li> <li>余震に怯えることも達し先生達が寄り添い、心のケアにあたる。</li> </ul> <p>上記は、発災直後からの柔軟な対応により、園の早期再開につながった一例といえます。発災時の状況等により、最適な対応は異なることに留意の上、段階的復旧の参考としてください。</p>	<p>57</p>

# 1. 第2回委員会 (R7.12.1) 意見の反映 ⑭/⑭

## 第4章 災害発生時の対応

※下線部は追記した箇所

第2回委員会意見	指針に反映した箇所	頁数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が1人でもバーンアウトしてしまうと相当影響がある。長期の職員見守りについても記載してはどうか。</li> <li>・ <b>職員の離職防止</b>は、災害時における児童福祉施設の経営継続・事業継続にとって非常に重要。<b>職員の安全と安心、健康を守るべき</b>であるということをも明記しておく必要がある。</li> </ul>	<p>5 災害時におけるこころのケア            (2) 職員へのこころのケア</p> <p>① 職員の過重労働を防止する <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">追記・修正</span></p> <p><u>被災時は、限られた職員で早期復旧、業務の再開・継続をしなければならないことが想定されます。特定の職員に過剰な負担がかかりバーンアウト（燃え尽き症候群）となり離職することで、残された職員にさらに負担がかかるといった悪循環を防止するために、必要人員を踏まえて優先業務を選定し、ローテーションを組むことで、職員の定期的な休憩時間を確保しましょう。</u></p> <p><u>また、職員同士で声を掛け合い、ストレスや疲労の兆候を早期に把握し、必要に応じて、自治体や専門機関によるメンタルヘルス相談窓口を活用するなど、職員の健康管理を徹底するよう努めましょう。</u></p> <p><u>加えて、外部からの応援の協力を得ることも重要です。あらかじめ、施設職員で実施しなければならない優先業務や応援職員に依頼したい事項を整理しておくことが有効です。</u></p>	81

## <議題>

1. 第2回委員会でのご意見について
2. 指針に対するパブコメ意見等について
3. 審議、意見交換
4. 事務局からの連絡事項

## 2. 指針に対するパブコメ意見等について

### ■ パブリックコメント実施概要

- ① 募集期間：令和8年1月7日（水）～1月27日（火）
- ② 募集方法：メール、FAX、郵送 にて専用フォームによる提出を受付
- ③ 公表方法：県HP、各窓口（少子化対策監室、長寿社会課、障害保健福祉課、など）

※ パブリックコメントを通さずに、少子化対策監室に寄せられた関係者からの意見も複数あり。

# 3. 指針に対するパブコメ意見等についての指針案への反映

※下線部は追記した箇所

## 第3章 平時の災害対策

ご意見の概要	指針に反映した内容	頁数		
<ul style="list-style-type: none"> <li>「防落（ぼうらく）ゾーニング」の導入を提案</li> <li>防落ゾーニングとは、施設内を子どもゾーン（お預かりする人）、大人（職員）ゾーン、無人（倉庫）ゾーンに区分し、各ゾーンごとに物の配置高さや設置方法をルール化する考え方である。</li> <li>特に、子どもが活動するゾーンでは、物の配置高さを低く設定することで、地震時の落下物によるケガや逃げ遅れを防ぎ、人的被害を最小限に抑えることを目的としている。 ※ 実際に、済美幼稚園にて、導入済。</li> </ul>	<p>2 災害の発生に備えて (4) 備品等の対策 <span style="float: right;">追記</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>コラム 落下物から子どもを守るための環境づくり</b>  <b>～済美幼稚園（金沢市）における取組例～</b>  地震発生時におけるリスクの一つが「落下物による負傷」です。  家具の転倒対策は広く浸透してきましたが、実際の地震では、掛け時計、教材、ガラスなどの比較的小さな物の落下も、子どものケガや逃げ遅れにつながる可能性があります。  こういった課題に対しては、子どもが主に活動する場所において、物の配置高さを低くするなどの工夫も有効です。(例：物を置いたり、壁にかけたりする高さを決め、壁にマスキングテープ等でラインを引く。(右写真参照) )  こうした工夫は、大規模な改修を必要とせず、落下物の危険を最小限に抑え、地震時に子どもが速やかに安全に避難できる環境を整えることにつながります。</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>参考：遊戯室の壁に140cmの高さにテープで目印</p> </div>	11		
<ul style="list-style-type: none"> <li>実証実験中の水循環システムや、井戸の活用など備蓄以外の水の確保策について記載してはどうか。</li> </ul>	<p>2 災害の発生に備えて (3) 施設設備等の対策 <span style="float: right;">追記</span></p> <p>① 共通項目（ライフラインの確保）  水道の代替手段の確保（災害時飲料水貯水槽等の設置、水の備蓄、自治体の給水拠点等の把握、井戸や雨水貯留設備等）</p>	9		
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の電力供給策として、風力等の「再生可能エネルギー発電設備」や、「蓄電池」について併記してはどうか。</li> </ul>	<p>2 災害の発生に備えて (6) 緊急時の備蓄 <span style="float: right;">追記</span></p> <p>備蓄品一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">電源・照明関連</td> <td style="padding: 5px;">太陽光発電、蓄電池、発電機、携帯充電器、懐中電灯、手回し充電式ラジオ、乾電池 等</td> </tr> </table>	電源・照明関連	太陽光発電、蓄電池、発電機、携帯充電器、懐中電灯、手回し充電式ラジオ、乾電池 等	13
電源・照明関連	太陽光発電、蓄電池、発電機、携帯充電器、懐中電灯、手回し充電式ラジオ、乾電池 等			

# 3. 指針に対するパブコメ意見等についての指針案への反映

※下線部は追記した箇所

## 第3章 平時の災害対策

ご意見の概要	指針に反映した内容	頁数		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄品（生活用品関連）として、食具や哺乳瓶・乳首も必要。</li> </ul>	<p>2 災害の発生に備えて (6) 緊急時の備蓄 <span style="float: right;">追記</span></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">生活用品関連</td> <td>タオル、毛布、衣類（着替え）、紙皿、紙コップ、食具（スプーン・フォーク等）、プラスチックや使い捨ての哺乳瓶・乳首、レジャーシート、寝具（子どもを保護者へ引き渡すまでに1日～数日が経過することが考えられるため）、多言語翻訳機器 等</td> </tr> </table>	生活用品関連	タオル、毛布、衣類（着替え）、紙皿、紙コップ、食具（スプーン・フォーク等）、プラスチックや使い捨ての哺乳瓶・乳首、レジャーシート、寝具（子どもを保護者へ引き渡すまでに1日～数日が経過することが考えられるため）、多言語翻訳機器 等	13
生活用品関連	タオル、毛布、衣類（着替え）、紙皿、紙コップ、食具（スプーン・フォーク等）、プラスチックや使い捨ての哺乳瓶・乳首、レジャーシート、寝具（子どもを保護者へ引き渡すまでに1日～数日が経過することが考えられるため）、多言語翻訳機器 等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「業務の休止、一部縮小」について、具体的な判断の視点と選択肢の例を明記してほしい。</li> <li>・ 保護者に弁当の持参など通常保育と異なる条件を求める場合に「できない家庭がある前提」で、代替手段（備蓄・配給・施設での提供等）を示し、施設単独で対応困難な場合には、受援につながる手順も明記してほしい。</li> </ul>	<p>2 災害の発生に備えて (7) 非常時に優先的に実施する業務の整理 <span style="float: right;">追記</span></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p><b>コラム 通所・入所別のポイント</b> (中略)</p> <p>施設の被害の状況によっては業務の休止、一部縮小（開所時間の短縮、開所日数の減少、1日あたりの利用者数の制限、安全が確認できない部屋・園庭等の利用停止、予約制の導入、給食を支援物資で代替、弁当持参を保護者に依頼など）を検討します。</p> <p><u>業務の休止、一部縮小にあたっては、市町とも相談し、以下の観点を踏まえた上で、判断してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフライン（電気・水道・ガス）の状況</li> <li>・ 施設の安全性（建物・設備・衛生環境）</li> <li>・ 職員の出勤状況</li> <li>・ 全ての子どもへの平等な食事提供の可否（認定こども園、保育所など）</li> <li>・ 施設の孤立状況、交通状況</li> <li>・ 行政・関係機関からの支援の可否</li> </ul> <p>なお、認定こども園や保育所などで、被災により通常の食事提供が難しく、やむを得ず、保護者に弁当の持参を依頼する場合であっても、弁当を用意できない状況にある家庭の子どもに対しては、<u>備蓄品や支援物資の活用、近隣施設との連携等により食事を提供し、可能な限り、子どもに不利益や格差が生じないよう努めてください。</u></p> <p>また、食料支援については、平時から市町と十分に協議しておくことが望ましいです。</p> </div>	15		

# 3. 指針に対するパブコメ意見等についての指針案への反映

ご意見の概要	指針に反映した内容	頁数
<p>・ 医療的ケア児がいる施設の優先業務について、追記してはどうか。</p>	<p>2 災害の発生に備えて (7) 非常時に優先的に実施する業務の整理 <span style="float: right; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">追記</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>コラム 医療的ケア児がいる施設の優先業務</b>            医療的ケア児については、日常的に必要な医療的ケアの内容や頻度、使用する医療機器の種類、電源の確保状況などにより、災害時に求められる対応が大きく異なります。平時から、保護者・主治医等と連携し、個々の子どもの状態に応じた支援体制を整理し、災害発生時に優先すべき業務を明確にしておくことが重要です。            こども家庭庁では、「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン（令和6年3月）」を発行し、詳細に対応すべき事項を示していますので、参考としてください。同ガイドラインでは、例えば、以下のような留意事項が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工呼吸器、吸引器、経管栄養など、生命維持に直結する医療的ケアが必要な場合は、これらの継続を最優先とします。</li> <li>・ 電源が必要な医療機器を使用している場合は、停電時に、非常用電源（外部バッテリー、蓄電池、発電機等）の確保や手動式の医療機器の使用が必要です。平時から準備しておきましょう。</li> <li>・ 避難時には、医療機器や必要物品の持ち出し、移動時の安全確保、ケアの継続が可能な避難先の確保など、個別の状況に応じた対応が求められます。</li> <li>・ 医療的ケアに関する情報（ケア内容、食事の形態、服薬情報、アレルギーの有無、かかりつけの医療機関・担当医師等）を平時から整理し、災害時に迅速に共有できるようにしておきましょう。</li> </ul> </div>	16
<p>・ コラム「不特定多数の子どもが利用する施設での対応」にて、個人情報を入力する際は、保存期間を設ける旨を周知する、という文言を追加してはどうか。</p>	<p>3 体制の整備 <span style="float: right; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">追記・修正</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>コラム 不特定多数の子どもが利用する施設での対応</b>            (1) 来館時に氏名や連絡先等を記入してもらう            日頃から来館時にできる限り来館者名簿等へ記入を促す等、利用者の把握に努めましょう。名簿等へ記入する氏名・住所等の個人情報については保存期間を設けたうえで適正に管理する旨とあわせ、子どもに呼びかけるほか、お便り等で保護者等へ知らせ、理解を求めることが重要です。</p> </div>	29
<p>・ 救護用児童一覧やゼッケンに血液型の記載は不要。          ・ 出生時にサービスで検査する施設もあるが、不正確なのであてにならない。          ・ 手術等をしたことがある子しか正確に分からない。</p>	<p>3 体制の整備 (3) 救護用児童一覧の作成          「救護用児童一覧の様式例」との「ゼッケンの例」において、子どもへ応急処置等を施す際の情報収集の項目として、血液型に関する記載を削除</p>	28

# 3. 指針に対するパブコメ意見等についての指針案への反映

※下線部は追記した箇所

## 第3章 平時の災害対策

ご意見の概要	指針に反映した内容	頁数
<ul style="list-style-type: none"> <li>お散歩カートやベビーカーは緊急時は道路状況等により使えないこともあることを明記すべき。</li> <li>災害用の3人抱っこ紐などを追記してはどうか。</li> </ul>	<p>4 避難場所・避難経路等の設定</p> <p>(4) 避難手段の確保 <span style="float: right; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">追記</span></p> <p>乳児等自主的な避難が困難な子どもについては、個別に避難方法を検討してください（災害用の3人抱っこひも、お散歩カート、ベビーカー等の使用）。</p> <p>積雪時や道路の隆起等がある場合、お散歩カート等は使えないため、手段は複数用意しましょう。</p>	32

## 第4章 災害発生時の対応

ご意見の概要	指針に反映した内容	頁数
<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の出勤について、参集（出勤可否）の判断基準と代替体制の例を指針に明記してほしい。</li> </ul>	<p>1 地震への対応、2 津波への対応、3 風水害、豪雪への対応職員の招集 <span style="float: right; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">追記・修正</span></p> <p>総括責任者・職員はあらかじめ定めた基準に基づき職員を招集・参集する。</p> <p>なお、状況によっては、招集・参集が困難となる場合があるので、以下の観点から総括責任者と職員は、招集・参集の可否について、判断する。（施設において判断基準が定められている場合は、それに留意する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の安全確保の状況（自宅の被害状況、負傷の有無、津波警報の発令など避難が優先される場合）</li> <li>家族の安全確保の必要性（安否確認、避難の必要性、育児・介護など家庭内での支援の要否）</li> <li>道路寸断や交通機関停止等による移動の可否</li> <li>通信状況の確保状況や地域の被災状況</li> </ul> <p>なお、参集できない者が一定数発生することを前提に、外部からの人的応援の受け入れについての体制づくりも必要となる点にも留意する。（P26参照）</p>	46 60 67
<ul style="list-style-type: none"> <li>「保護者等への情報発信」について、最近ではネットなどのデジタルばかりに頼る傾向があることから、ここでも記載されている貼紙も有効だと思う。</li> <li>「デジタルとアナログを併用した連絡や周知が効果的です」等の文言を加えてはどうか。</li> </ul>	<p>3-2 警報等発表時の対応</p> <p>(14) 保護者等への情報発信 <span style="float: right; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">追記</span></p> <p>施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をする等、デジタルとアナログを併用した連絡や周知を行い、保護者等や行政への周知に努める。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※その他の同様の記載箇所にも追記</p>	50 62 70

# 3. 指針に対するパブコメ意見等についての指針案への反映

ご意見の概要	指針に反映した内容	頁数
<ul style="list-style-type: none"> <li>雪害の箇所において「冬季においては、落雪のため、あらかじめ(冬季前)立ち入り禁止区域を設定する」などの文言を加えてはどうか。</li> </ul>	<p>3-3 緊急時の風水害、豪雪への対応 (3) 風水害・豪雪発生時の避難誘導 ③ 雪害 屋根雪が落ちてくる可能性があるため、建物付近を歩く際は注意する。 落雪が見込まれる場所については、あらかじめ立ち入り禁止区域を設定しておく。</p> <p style="text-align: right;"><b>追記</b></p>	73
<ul style="list-style-type: none"> <li>「感染症への対応」については、新型コロナウイルスのような災害級の感染症を念頭に置いて記載していることを明記した方が良い。</li> </ul>	<p>4 感染症への対応</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>注) 感染症に対応した業務継続計画を策定する趣旨は、その発生、蔓延によって業務継続が危ぶまれるような感染症に備えることです。児童福祉施設の業務継続が困難となる事態が発生したのは、感染症法上で二類相当に位置付けられた新型コロナウイルス感染症（令和2年2月～令和5年5月）の流行が初めてであったことから、本指針における感染症の記載は、当時の新型コロナウイルス感染症を念頭に置いたものとしています。</p> </div> <p>&lt;その他に追加した内容&gt; ※ 記載内容は指針案参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コラム「ゾーニングの事例」</li> <li>・ 感染が疑われる症状がある者の発生時の対応</li> <li>・ 感染の可能性が高い者の発生時の対応</li> <li>・ 感染者発生時の対応</li> <li>・ 感染の可能性が高い者、感染者等発生ステージ別の対応のまとめ</li> <li>・ 通常業務の再開</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>追記</b></p>	75 ~ 80
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時におけるこころのケアについてセーブ・ザ・チルドレンジャパンのページに、年齢別の危機的状況下で子どもが示す反応等も掲載されている。</li> <li>児童の年齢層に応じた特徴や対策等も掲載されていると安心できると思う。</li> </ul>	<p>5 災害時におけるこころのケア</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p><b>コラム 参考資料「復興の教訓・ノウハウ集 被災した子どもの心身のケア」</b> (中略) なお、石川県庁においても、災害時のこころのケアに関する情報をまとめたページを公開しています。 URL:<a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kokoro-home/kokoro/saigai.html">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kokoro-home/kokoro/saigai.html</a></p> <p style="text-align: right;"><b>追記</b></p> </div>	82

### 3. 指針に対するパブコメ意見等についての指針案への反映

※下線部は追記した箇所

#### 第4章 災害発生時の対応

ご意見の概要	指針に反映した内容	頁数
<p>・ 心のケアの記載はあるが、災害後の生活環境の変化（食事内容、生活リズム、運動機会等）による身体面・行動面への影響についても、より明確に位置づける必要がある。</p>	<p>5 災害時における心のケア (中略)</p> <p style="text-align: right;"><b>追記</b></p> <p>災害発生直後には、子ども等の心理的ショックへのケアが重要となるほか、<u>避難生活等による食事内容の変化や生活リズムの乱れ、運動機会の減少等が、子どもの心身や行動に影響を及ぼす可能性があるため、中長期的な支援体制の整備が必要です。</u></p>	81

#### 第6章 BCPの策定・検証 (BCM)

ご意見の概要	指針に反映した内容	頁数
<p>・ BCPの策定について、少なくとも年1回以上など、具体的な定期点検・更新の頻度を指針に明記してほしい。</p>	<p>3 BCPの見直し・改善</p> <p style="text-align: right;"><b>追記・修正</b></p> <p><u>BCPの実効性の確保のため、BCP全体について、年1回以上を目安に定期的な見直しを行うことが望ましいです。</u></p> <p>また、教育や訓練の実施結果から課題が明らかになった場合や、<u>職員体制や施設設備の更新、施設の周辺地域の状況変化など、BCPに影響を及ぼす事象が生じた場合には、その都度、見直しを行うことが必要です。</u></p>	87



## <議題>

1. 第2回委員会でのご意見について
2. 指針に対するパブコメ意見等について
3. 審議、意見交換
4. 事務局からの連絡事項



## <議題>

1. 第2回委員会でのご意見について
2. 指針に対するパブコメ意見等について
3. 審議、意見交換
4. 事務局からの連絡事項